

## 様式

## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月10日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	常滑市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.tokoname.aichi.jp/shisei/jyohokokai/1002380.html">http://www.city.tokoname.aichi.jp/shisei/jyohokokai/1002380.html</a>

執行機関名 常滑市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	常滑市母子・父子家庭医療費支給条例(平成20年常滑市条例第6号)による母子・父子家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		常滑市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第4の項 常滑市母子・父子家庭医療費支給条例(平成20年常滑市条例第6号)による母子・父子家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	常滑市母子・父子家庭医療費支給条例(平成20年常滑市条例第6号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童の健康の保持及び増進を図るため、医療費を支給し、もつて母子家庭及び父子家庭の福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		常滑市母子・父子家庭医療費支給条例(平成20年常滑市条例第6号) 常滑市母子・父子家庭医療費支給条例施行規則(平成20年常滑市規則第16号)